

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 備品整備・施設整備(株)日本財託助成金 交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は株式会社日本財託から新宿区内の福祉施設・団体における備品整備・施設整備等の経費として助成事業の原資とすることにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成の対象施設・団体)

第2条 助成施設・団体は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 事業を計画に従って遂行できる能力を有すること。
- (2) 代表者等の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること。
- (3) 区内に所在する施設・団体であること
- (4) 新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の会員であること。
- (5) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと。

(助成対象となる事業)

第3条 助成対象となる事業及び助成金額の上限については、下記とおりとする。

- (1) 備品購入・修繕（上限20万円）
 - (2) 施設整備・改修（上限50万円）
 - (3) その備品購入・施設整備等がその施設・団体の目的遂行にかなうものであること
- 2 事業の実施時期は原則として交付決定後とする。

(選考委員会)

第4条 助成金の交付等に関して公平かつ客観的な審議を行うため、助成金選考委員会（以下「選考委員会という。」）を設置する。

- 2 選考委員会の組織については別に定める。
- 3 選考委員会での審議の結果、減額して助成する場合がある。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする施設・団体の代表者は、所定の申請書(様式1)に必要事項を記入し、下記の添付書類を添えて協議会の会長あてに申請すること。

- (1) 定款、会則または会則に準ずるもの
 - (2) 経費見積書類及び説明資料
 - (3) 施設・団体の概要の分かる予算書・事業計画書及び決算書・事業報告書
 - (4) その他事業案内等参考資料
- 2 助成金申請額の1,000円未満は切り捨てる。

(自己負担)

第6条 本助成金の申請においては、施設・団体には、原則として自己負担は求めないものとする。

(助成金の申請期間)

第7条 助成金の申請期間は7月1日～7月31日とし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

(助成金の再募集)

第8条 第7条に定める申請期間における応募について、第9条により決定した助成金の交付総額が、当該年度第1条の寄附金額に達しなかった場合、再度、本助成金の交付申請について募集を行うことができる。

2 前項の募集に応募できる施設・団体は、第7条に定める申請期間に応募し、助成金の交付決定を受けたものを除く。

3 第1項により再募集を行う場合の助成金の申請期間は別に定める。

(執行残額の活用について)

第9条 前条により交付を行い、なお予算執行残額が生じた場合は、株式会社日本財託と協議会が寄附金の活用について協議のうえ、選考委員会の承認を得て協議会が処理する。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、選考委員会の審議結果を受け、助成の可否及び助成金額の決定を行い、速やかにその決定を代表者に通知(様式2)する。

2 助成金額は株式会社日本財託の寄附金額の範囲内で助成する。

(助成事業内容の変更の報告)

第11条 助成金の交付を受けた施設・団体は、第5条の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに会長に届け出て、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成金の交付を受けた施設・団体は、当該事業等の終了後、翌月の末日までに助成金交付事業報告書(様式3)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けた施設・団体は、当該事業等に係る経理を明らかにし、関係書類を常に整備しておかなければならない。

3 当該助成事業の成果については、原則として公開するものとする。

4 第9条の規定に基づき寄附金の活用を図った場合は、協議会が行った処理について協議会が作成する事業報告書により報告を行うほか、前2項の規定に順ずるものとする。

(助成金の返還・精算)

第13条 会長は、助成金の交付を受けた施設・団体が次の各号の一に該当したときは、当該施設・団体に対し交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正な方法により助成を受けたとき
- (2) 当該助成事業を中止したとき
- (3) 助成金を交付目的以外のものに使用したとき
- (4) 助成事業内容の変更の報告を行わなかったとき
- (5) 実施された当該助成事業の実績に基づき算出した助成金額が、既に交付した金額を下回るとき
- (6) 当該団体が解散又は解散する予定となったとき、若しくは活動の実態がなくなったとき
- (7) 助成物件を不当に処分したとき
- (8) 第12条第1項に規定する実績報告を怠ったとき
- (9) その他、この要綱の規定に違反したとき

(助成物件の管理期間及び処分の制限)

第14条 協議会の助成を受けて当該団体が整備した物件（1点の価格が10万円以上の構造物・設備・備品等）については、当該事業完了日の属する年度の終了後5年間を管理期間とする。

- (1) 管理期間内は、助成を受けて整備した物件の処分を禁止する。ただし、協議会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 第7条の助成金の申請期間は、平成24年度に限り8月1日～8月31日とし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 第7条の助成金の申請期間は、平成25年度に限り7月1日～8月31日とし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。